

社団法人 国土緑化推進機構定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人国土緑化推進機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国土緑化運動を推進することにより、森林資源の造成、国土の保全及び水資源のかん養並びに生活環境の緑化をはかり、もって文化日本の発展に寄与すること及び国際貢献を目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 植樹行事及び国土緑化大会の開催
- (2) 緑の募金(緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号。以下「法」という。)第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。)の推進並びに緑の募金による寄附金及び都道府県緑化推進委員会(法第5条第2項の都道府県緑化推進委員会をいう。以下「推進委」という。)から交付される寄附金の管理
- (3) 森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力(以下「森林整備等」という。)を行う者等に対する交付金の交付並びに森林整備等の実施及び森林整備等に関する調査及び研究
- (4) 推進委相互の連絡及び業務の調整、推進委に対する指導及び助言並びに推進委の業務に関する情報又は資料の収集及び提供
- (5) 日中民間緑化協力委員会の設置に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文により設置される日中民間緑化協力委員会に対する支援
- (6) 「緑と水の森林基金」による森林資源の整備、利用等及び森林資源の整備を通じた水資源のかん養等に関する総合的な調査研究、普及啓発等並びにこれらに対する助成
- (7) 国土緑化の普及宣伝に関する事業
- (8) 会員相互の連絡を図るため機関誌その他資料の発行
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業

(業務方法書)

第5条 前条第6号に規定する事業の実施のため、緑と水の森林基金(以下、「基金」という。)の造成、管理及び運用に関する事項について業務方法書を定めるものとする。

2 業務方法書は、総会の議決を経て、農林水産大臣及び通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 国土緑化運動を推進する団体又は個人であって会費をおさめる者
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同する団体又は個人であって賛助会費をおさめる者及びこの事業に協力する者
- (3) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のある者

(入 会)

第7条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 名誉会員は、理事長が推せんし、総会の承認を得るものとする。

(会 費)

第8条 会費は、総会において決める。

2 賛助会費は、理事会において決める。

(資格喪失)

第9条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退 会
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告
- (3) 死亡、失そう宣告又は解散
- (4) 除 名

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、理由を附して、理事長に退会届けを提出しなければならない。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、理事長がこれを除名することができる。この場合には理事長は、その総会の日から10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 会費を2年間滞納したとき
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

(既納会費の不返還)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 会長、最高顧問、特別顧問、役員、顧問及び職員

(会長及び最高顧問)

第13条 この法人に会長及び最高顧問を置く。

- 2 会長は、名誉職とし、衆議院議長を推戴する。
- 3 最高顧問は、名誉職とし、参議院議長を推戴する。

(特別顧問)

第14条 この法人に特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、名誉職とし、第4条第5号に関し功績のあった者を理事会の議を経て推戴する。

(役員の数)

第15条 この法人に次の役員を置く。

理事 45名以上、50名以内
監事 3名

- 2 理事のうち理事長、副理事長及び専務理事はおのこの1名とし、常務理事は4名とする。

(役員を選任)

第16条 理事は、次の各号に定める者を充てる。

- (1) 正会員の中から総会において選任された者
- (2) 正会員以外の者であって総会の承認を受けた者。ただし、10名以内とする。
- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから互選する。
- 3 監事は、正会員のうちから総会において選任された者を充てる。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定の企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を越えてはならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、理事長及び副理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐して、この法人の業務を執行する。
- 5 理事は、理事会を組織し、総会の議決に従い会務を処理する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第18条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。
- 4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中でも総会の議決により理事長がこれを解任することができる。

(役員の報酬)

第 19 条 役員は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決を経て報酬を受けることができる。

(顧 問)

第 20 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に答え、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第 21 条 この法人に事務局を置く。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、理事長が別に定める。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。

第 5 章 会 議

(総会の召集)

第 22 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、民法第 59 条第 4 項の規定により監事が召集する場合をのぞき、理事長がこれを召集する。

- 2 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 カ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において必要と認めたとき
 - (2) 正会員の 3 分の 1 以上から総会の請求があったとき
 - (3) 監事が必要と認めたとき
- 4 前項第 2 号の場合において、請求のあった日から 20 日以内に召集しなければならない。

(総会の構成員)

第 23 条 総会は、正会員で構成し、議決権は、おのおの 1 個とする。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長とする。ただし、第 22 条第 3 項第 2 号及び第 3 号の臨時総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(総会の通知)

第 25 条 総会の召集は、少なくとも 10 日前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第26条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議決方法)

第27条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員現在数の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することができない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面又は代理人による議決)

第28条 正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することができる。

- 2 第1項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数
- (4) 議案
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 総会の議事録は、議長が作成し、議長及び出席正会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

(理事会)

第30条 理事長は、次の場合に理事会を召集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事現在数の2分の1以上から請求があったとき

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に定めるもののほか、次の事項については理事会の議決を経なければならない。

- (1) 総会の召集及び総会に附議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) 諸規程の制定、改廃に関する事
- (4) その他理事長が必要と認めた事項

(準用)

第32条 第27条、第28条及び第29条の規定は、理事会において準用する。

第6章 緑の募金

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、毎事業年度の緑の募金に関する事業の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他緑の募金の運営に関する重要事項を、この法人の諮問に応じ、調査審議する機関として運営協議会を置く。

(組織)

第34条 運営協議会は委員10人以上15人以内で組織する。

- 2 委員は森林整備等に関する学識経験を有する者のうちから、農林水産大臣の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任されることができる。
- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会会長)

第35条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総理する。
- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。
- 4 運営協議会会長に事故があるときは、委員のうち、運営協議会会長のあらかじめ定める者がその職務を代行し、運営協議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委任)

第36条 この章に規定するものの外、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第7章 緑と水の森林基金

(基金の設置)

第37条 この法人に、次の各号に掲げる事業の経費に充てるため、基金を設ける。

- (1) 森林資源の整備、利用等に関する総合的な調査研究、普及啓発等の事業及びこれらに対する助成
- (2) 森林資源の整備を通じた水資源のかん養及び産業的利用等に関する調査研究、普及啓発等の事業並びにこれらに対する助成
- (3) その他前各号に掲げる事業に附帯する事業

(審議会の設置)

第 38 条 この法人に、毎事業年度の基金の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他基金の運営に関する重要事項を審議する機関として、緑と水の森林基金運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組 織)

第 39 条 審議会は、委員 10 人以上 20 人以内で組織する。

- 2 委員は森林資源の整備・利用及び水資源の利用等に関して識見を有する者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、その任期は、2 年とする。ただし、再任されることができる。
- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(審議会会長)

第 40 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 審議会会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 審議会の議長は、審議会会長がこれに当たる。
- 4 審議会会長に事故があるときは、委員のうち、審議会会長のあらかじめ定める者がその職務を代行し、審議会会長が欠けたときは、その職務を行う。

(委 任)

第 41 条 この章に規定するものの外、審議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初国土緑化推進委員会から継承した別紙財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄附金品
- (6) 国その他の助成金
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会において定める。

- 2 緑の募金に係る経理は、特別の勘定を設けて他の経理と区分して行うものとする。
- 3 基金は、基金に充てることを指定して寄附された財産及び審議会の同意を経て理事会及び総会で基金に繰り入れることを議決した財産をもって構成する。
- 4 基金に係る経理は、特別の勘定を設けて他の経理と区分して行うものとする。

5 基金のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

6 基金は、審議会の同意を経て、かつ、農林水産大臣及び通商産業大臣の承認を得なければ、これを処分し、又は担保に供することができない。

(経費の支弁方法)

第44条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産をもって支弁する。

(長期借入金)

第45条 この法人は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、総会の議決を得、かつ、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第46条 理事長は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、緑の募金に係る部分については運営協議会の意見を聴いた後、基金に係る部分については審議会の議を経た後、理事会及び総会の議決を経て、農林水産大臣(基金に係る部分については、農林水産大臣及び通商産業大臣。以下、次条及び第50条において同じ。)に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録、貸借対照表及び事業報告書並びに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、緑の募金に係る部分については、運営協議会の意見を聴いた後、基金に係る部分については審議会の承認を得た後、理事会及び総会の承認を得て、農林水産大臣に報告しなければならない。

(義務の負担等)

第48条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担(借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。))をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終る。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款の変更は、理事会及び総会においておのおの3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

この場合において、緑の募金に係る部分については理事会及び総会の議決に先立って運営協議会の意見を聴き、基金に係る部分については理事会及び総会の議決に先立って審議会の議を経なければならない。

(解 散)

第 5 1 条 この法人の解散は、理事会及び総会においておのおの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 解散に当たっては、あらかじめ第 4 3 条第 6 項に規定する手続きを経て、基金のうち所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 3 7 条第 3 項第 2 号の規定に基づき大蔵大臣が指定した寄附金により造成された部分については国に寄附し、その他の部分についてはこの法人と類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

(残余財産)

第 5 2 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会において、おのおの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

附 則

この法人は、従来の国土緑化推進委員会にかかる権利義務の一切を継承する。

この定款は、農林大臣の許可のあった日（昭和42年9月21日）から施行する。

設立当初の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立の日から、昭和43年6月30日までとする。

この法人の設立当初の理事及び監事は第14条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第16条の規定にかかわらず、昭和43年6月30日までとする。

附 則

この変更規定は、農林水産大臣及び通商産業大臣の認可のあった日（平成11年11月5日）から施行する。

附 則

この変更規定は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年12月9日）から施行する。

この変更規定は、農林水産大臣の認可のあった日（平成12年9月28日）から施行する。